

投資・財政計画【案3・改定率 45%】の採用の経緯(補足説明)

※令和 10 年度の数字を図に落とし込んで解説します。

様式第2号 (法適用企業・収益的収入支出) 投資・財政計画 (収支計画)

【案3】水道事業会計 令和9年10月の料金改定率を45%とした場合 (改定率45%→15%)

収益的収入支出		→45% (単位:千円)			
区 分	度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和16年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)	6,943,513	8,053,996	8,027,050	8,954,297
	(1) 料金収入	6,294,009	7,404,432	7,377,486	8,304,733
	(2) 受託工事収益 (B)	12,816	12,816	12,816	12,816
	(3) その他	636,748	636,748	636,748	636,748
	2. 営業外収益	368,234	367,505	368,617	344,977
	(1) 補助金	3,232	3,232	3,232	3,232
	(2) 長期前受金戻入	356,563	355,834	356,946	333,306
	(3) その他	8,439	8,439	8,439	8,439
	収入計 (C)	7,311,807	8,421,501	8,395,667	9,299,274
	1. 営業費用	6,978,119	6,810,848	6,742,857	7,150,482

様式第2号 (法適用企業・資本的収入支出) 投資・財政計画 (収支計画)

【案3】水道事業会計 令和9年10月の料金改定率を45%とした場合 (改定率45%→15%)

資本的収入支出		→45% (単位:千円)			
区 分	度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和16年度
資本的収入	1. 企業債	2,200,000	1,400,000	1,400,000	900,000
	2. 他会計負担金	38,854	38,854	38,854	38,854
	3. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0
	4. 工事負担金	257,335	257,335	257,335	257,335
	5. その他	78,178	78,178	78,178	78,178
	計 (A)	2,574,367	1,774,367	1,774,367	1,274,367
	(A)のうち翌年度へ繰	0	0	0	0
	り越される支出の財源	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	2,574,367	1,774,367	1,774,367	1,274,367
	1. 建設改良費	4,339,551	4,493,155	4,779,976	4,889,927

1 投資・財政計画で見込んだ令和 10 年度の収入・支出のうち、内部留保資金に影響を与える4項目を下の図に落とし込みました。(茶色の線)

2 下の図の資本的収入 374,367 千円と資本的支出 4,854,759 千円の差額(資本的収支不足額)は、4,480,392 千円となり、多額の資本的収支不足額が発生します。

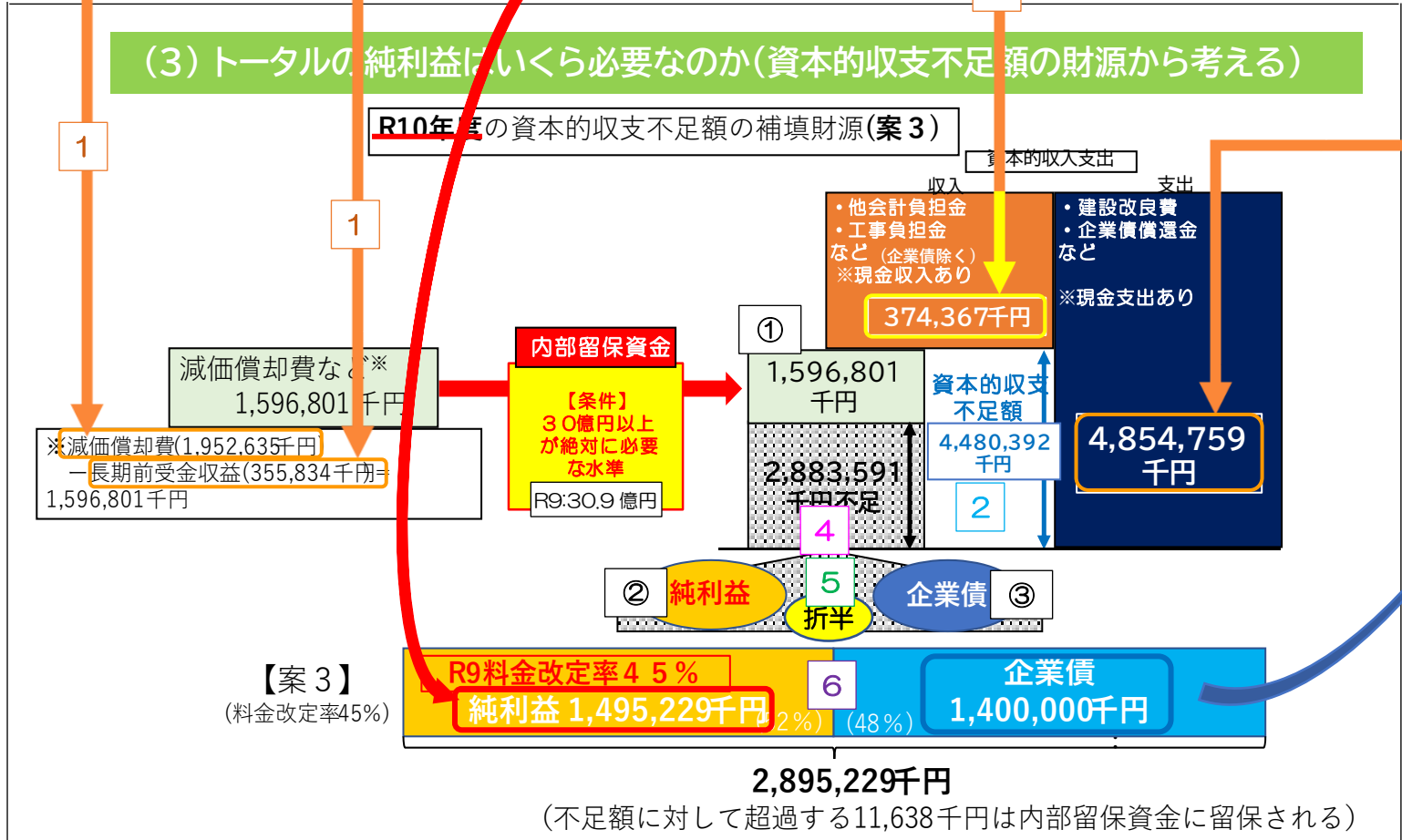
3 この資本的収支不足額 4,480,392 千円は、内部留保資金により補填することとなります。しかしながら、令和 9 年度の内部留保資金残高は最低保有額の約 30 億円となっていることから、令和 10 年度の中でこの 4,480,392 千円分の内部留保資金財源をつくり、補填していくこととなります。この財源としては、以下の3つとなります。

- ① 減価償却費など
- ② 純利益
- ③ 企業債

4 ただし、「①減価償却費など」については、少ない状況であり、1,596,801 千円の発生にとどまります。このため、資本的収支不足額 4,480,392 千円 → ①減価償却費など 1,596,801 千円 2,883,591 千円 を②純利益と③企業債で賄わなければならないこととなります。

5 事務局としては、2,883,591 千円を②純利益と③企業債で折半で負担し、現世代と将来世代の負担のバランスを図ろうと考えました。

6 複数のシミュレーションの結果、料金改定率を 45%とすることで、②純利益を 1,495,229 千円計上して補填財源とし、残りを③企業債 1,400,000 千円の借入れにより賄う【案3】を採用したものです。



川越市の水道管の状況

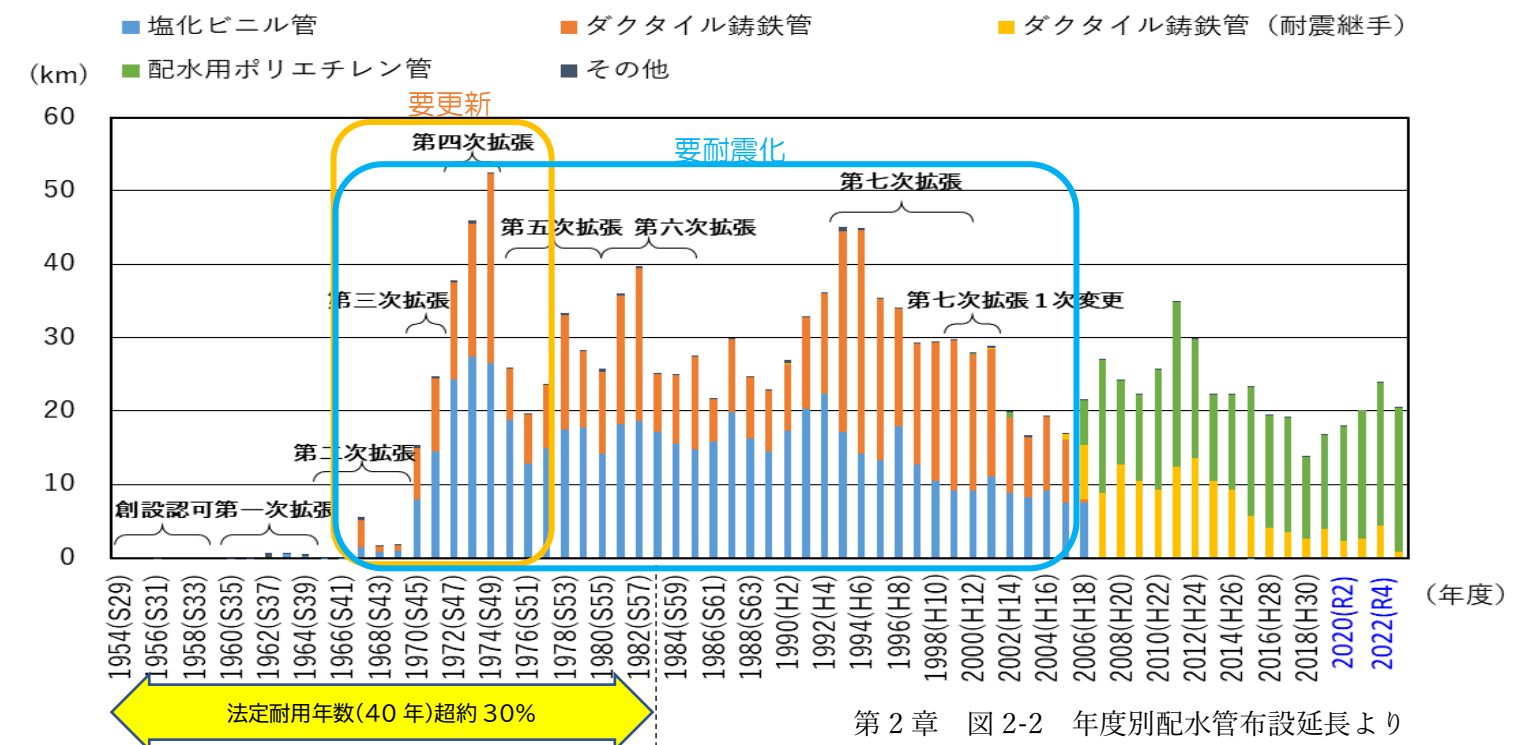
本市の水道管(配水管)は、令和 5 年度末現在、総延長約 1475 km 布設されていますが、法定耐用年数である 40 年を経過した管路は、全体の約 30%(管路経年化率)もある状況です。

特に、昭和 40 年代の高度成長期には、第三次拡張事業、第四次拡張事業にて急速に整備した経緯があり、これら管路が 50 年を迎え、老朽化による大量更新の時期を迎えています。

また、管路の耐震化も課題です。管路のうち耐震性のない管(塩化ビニル管と旧型のダクトイル鉄管)は、全体の約 72.5%(約 1069 km)あり、災害時の避難所や救急医療機関等の重要施設へつながる配水管の耐震化を優先して実施している状況です。

市では、国のガイドラインに基づき、管種別の更新基準年数を定め、計画的に更新を行っていますが、それには多額の経費が必要となります。この他にも、浄水場の機械・電気設備の更新などにも経費が見込まれますので、財源の確保は急務となります。

なお、市内では老朽化した水道管の破損による漏水事故が年間 30~40 件ほど発生しており、老朽管の改修は差し迫った課題として認識しています。参考に写真を添付いたします。



(参考) 企業債の返済について

これから、昭和 40 年代に布設した大量の管路更新という過渡期を迎えようとしています。このための資金を確保するためには、料金改定に加え、企業債借入れも増やして対応しなければなりません。計画期間で増えた企業債の返済については、毎年発生する「減価償却費など」と「純利益」で十分に賄えることから、計画期間終了後も返済は可能であると考えています。

なお、今回、企業債残高対給水収益比率の目標を「250%以下」に引き上げましたが、将来、大量更新の目途が立ちましたら、再び「200%以下」に戻すことを目標に事業を進めてまいります。